

## 財形住宅預金規定

### 1. 預入れ方法等

- (1) この預金は、初回預入時に勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

### 2. 預金の種類・継続方法等

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預かりします。
- (2) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法により表示する利率とします。
- (3) 前2項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前2項、3項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限までにその旨を当店に申出てください。

### 3. 預金の支払方法

- (1) この預金は、持家としての住宅の頭金等の支払いにあてるため、法令で定める証明書類の提出を受けて支払うものとします。
- (2) この預金は、次の場合を除いて、一部支払いはできません。
  - ①預金者が持家としての住宅を取得しようとしている間において、その取得に必要な金銭の支払いにあてるために、残高の10分の9以下の金額を1回に限り払戻す場合。
  - ②その他、法令により一部支払いが認められる場合。
- (3) 前2項第1号により一部支払いした場合には、一部支払日の2年後の応当日または持家としての住宅を取得した日の1年後の応当日のいずれか早い日までに残額のすべてを払戻してください。

### 4. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に以下の事項に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前2項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前2項より定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同2項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期間に自動継続の取扱いをします。

### 5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの日数について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。
  - ①1年以上2年未満…当金庫所定の方法により表示する「2年未満」の利率
  - ②2年以上……当金庫所定の方法により表示する「2年以上」の利率  
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金について満期日を指定した場合の前1項の利息(継続を停止した場合の利息を含みます。)は、満期日以後のこの預金とともに支払います。この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 継続された預金についても前1項、2項と同様の方法によります。
- (4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までに日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ①6か月未満……解約日における普通預金の利率
  - ②6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
  - ③1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50%
  - ④1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%
  - ⑤2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%
  - ⑥2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 6. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともに当店に提出してください。
- (2) 第3条2項により一部解約するときは1万円以上千円単位の金額で払戻請求してください。この場合、1口ごとの元金累

計額が払戻請求書記載の金額に達するまで預入日(継続した場合は最後の継続日)から解約日までの日数の多いものから解約します。また、この順序で最後に解約することとなった預金は次により解約します。

①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。

②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。

a その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。

b その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

#### 7. 税金の納付等

第3条2項1号の一部支払日の2年後の応当日までに残額すべての払戻しがない場合、当金庫はこの預金を払戻したうえ、その元利金を法令で定める預金者の税金の納付にあてることができるものとします。この場合、事前の通知および所定の手続きは省略して当金庫所定の方法により取扱います。なお、預金の元利金が納付税額に満たないときは、不足額を直ちに支払ってください。

#### 8. 届出事項の変更、契約の証の再発行等

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 9. 印鑑照合

払戻請求書・諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

#### 10. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

以上

## 定期預金共通規定

#### 1. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換えに、または通帳の当該受入の記載を取消したうえで当店で返却します。

#### 2. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第3条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 3. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の解約票に届出の印章により記名押印して証書または通帳(以下「証書等」といいます。)とともに当金庫に提出してください。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の解約票に届出の印章により記名押印して証書等とともに当金庫に提出してください。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (5) 前項のほか、次の各号に一でも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
- (6) 前項によりこの預金が解約され残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- 4. 通知等**  
届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- 5. 届出事項の変更、証書等の再発行**
- (1) 証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - (2) 証書等または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書等の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
  - (3) 証書等を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には当金庫所定の手数料をいただきます。
- 6. 印鑑照合**  
解約票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。
- 7. 譲渡、質入れの禁止**
- (1) この預金および証書等は、譲渡または質入れすることはできません。
  - (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- 8. 保険事故発生時における預金者からの相殺**
- (1) 自動継続および預金の支払時期等の条項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
  - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
    - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の解約票に届出の印章により、記名押印して、証書等とともに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
    - ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
    - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
  - (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
    - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金で利率の変更の際に当金庫のホームページ等で利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
    - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。
  - (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
  - (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 9. 成年後見人等の届出**
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
  - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
  - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
  - (4) 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
  - (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。
- 10. 規定の変更**

- (1) 本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上